（別添８）

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

（平成26年３月26日保医発0326第３号）

別添1

別紙1

診療報酬請求書等の記載要領

Ⅱ　診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第３　診療報酬明細書の記載要領（様式第２）

２　診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(23)　「在宅」欄について

エ　　在宅患者訪問診療の項については、回数及び総点数を記載するほか、次によること。なお、厚生労　　働大臣が定める疾病等に罹患している患者に対して行った場合は 難病 と表示すること。

（カ）在宅患者訪問診療料２を算定した場合は、訪問診療が必要な理由等について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年３月５日保医発0305第３号）に掲げる別紙様式14に記載のうえ、診療報酬明細書に添付する、又は別紙様式14のとおりの内容が記載された症状詳記を添付すること。

［症状詳記の記載例］

別紙様式14「訪問診療に係る記録書」の記入上の注意を踏まえ記載すること。

なお、「患者氏名（同一建物居住者）」、「診療時間（開始時刻及び終了時間）」、「診療場所」、「在宅患者訪問診療料２、往診料」については、「患者氏名（同一建物居住者）」ごとに記載することとし、「患者氏名（同一建物居住者）」ごとの記載が分かるのであれば、本記載例によらず記載すること。

※「訪問診療に係る記録書」

※「患者氏名」　〇〇　〇〇

※「要介護度」　要介護５

※「認知症の日常生活自立度」　４

※「患者住所」　〇〇市〇〇町〇〇番地　〇〇号室

※「訪問診療が必要な理由」　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※「訪問診療を行った日」　平成〇年〇月〇日

※「患者氏名（同一建物居住者）」　１（〇〇　〇〇）、２（△△　△△）、・・・

※「診療時間（開始時刻及び終了時間）」　１（１０時～１１時）、２（１１時～１２時）、・・・

※「診療場所」　１（同上〇〇号室）、２（同上△△号室）、・・・

※「在宅患者訪問診療料２、往診料」　１（在宅患者訪問診療料２を算定）、２（往診料を算定）、・・・

※「診療人数合計」　１０人

※「主治医氏名」　□□　□□

Ⅲ　歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第３　診療報酬明細書の記載要領（様式第３）

２　診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(24)　「処置・手術」欄について

ノ　「その他」欄について

（オ）　床副子（４　摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触~~摂食~~補助床））において、舌接触~~摂食~~補助床を製作又は旧義歯を用いた場合は、「舌接触~~摂食~~補助床」と表示し、当該補助床に係る印象採得、咬合採得、装着及び床副子の点数をそれぞれ記載する。

(27)　全体の「その他」欄について

イ　医学管理について

（ク）　診療情報提供料（Ⅰ）又は（Ⅱ）は、「情Ⅰ」又は「情Ⅱ」と表示し、点数を記載する。なお、診療情報提供料（Ⅰ）の加算は当該加算を合算した点数を記載し、退院患者の紹介の加算は「情Ⅰ加１」と表示し「摘要」欄に退院日を記載する。基本診療料に係る歯科診療特別対応加算又は歯科訪問診療料を算定している患者の紹介に係る加算は、「摘要」欄に区分「Ｂ009」の注６は「情Ⅰ加２」と表示し、注７は「情Ⅰ加３」と表示する~~する~~。

また、保険医療機関以外の機関機関への情報提供は、「摘要」欄にその情報提供先を記載する。

(28)　「摘要」欄について

ク　手術について

（ウ）　歯内療法では治療が困難な根尖病巣を有する保存が可能な小臼歯又は大臼歯であって、解剖学的な理由から歯根端切除術が困難な症例に対して、歯の再植による根尖病巣の治療を行った場合は、部位及び算定理由を記載する。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該治療を行った部位が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への部位の記載を省略して差し支えない。